

2019 年 11 月 TOYOTA TS CUBIC Origami Pay 会員規約・規定・特約の改定につきまして

2019 年 11 月 19 日

- 「1. TOYOTA TS CUBIC Origami Pay の会員規約・規定・特約（以下「規約等」といいます）の改定」及び
「2. 個人情報情報の収集・利用・提供の同意に関する規定」の改定についてご案内します。

1. TOYOTA TS CUBIC Origami Pay 会員規約・規定・特約の改定

（1）対象カード

TOYOTA TS CUBIC Origami Pay

（2）効力発生日、改定後規約等の適用

TS CUBIC アプリで TOYOTA TS CUBIC Origami Pay をご利用中の会員さまは、TOYOTA TS CUBIC Origami Pay 会員規約(2019 年 4 月版)第 24 条で定められた手続きに則り、本ご案内から 1 か月後（2019 年 12 月 20 日）より改定後規約等が適用となります。

なお、TS CUBIC アプリで TOYOTA TS CUBIC Origami Pay をご利用中の会員さまのうち、TOYOTA Wallet に TOYOTA TS CUBIC Origami Pay をご登録された会員さまは、TOYOTA Wallet への登録時に改定後規約等をご確認・ご承諾いただきます。従いまして、2019 年 12 月 20 日より前にご登録いただいた場合は、その時点から改定後規約等が適用されます。

（3）改定内容

主な改定内容は以下のとおりです。改定後規約等（全文）につきましては、(<https://www8.ts3card.com/agree/index.html>) でご確認ください。

①会員さまの責任について

TOYOTA TS CUBIC Origami Pay を登録したモバイル端末に加え、TOYOTA TS CUBIC Origami Pay のご利用に必要なアプリ等のログイン ID・パスワードその他カード利用に必要な情報の管理等を徹底いただきたい旨を、より具体的に規定いたしました(第 4 項、第 5 項)。
また、不正利用された場合でも会員さまが本条に違反したときに限り、会員さまの負担となることを分かりやすく規定いたしました(第 6 項)。

第 3 条（カード発行と取扱）

改定前	改定後
4. 会員は、 本件モバイル端末およびカード を善良なる管理者の注意をもって使用・保管するものとし、 TS CUBIC アプリ に表示される会員本人以外の者(所定モバイル端末の売買を行う事業者や保守サービス等の事業者を含むが、これに限らない。以下「他人」という)に、譲渡・質入・寄託等のために本件モバイル端末およびカードの占有を移転することはできないものとし、本件モバイル端末を廃棄してはならないものとします。	4. 会員は、 カードの会員番号、会員氏名、有効期限、信用販売時に利用する QR コード・バーコードおよび会員が登録したアプリ等の利用に必要なログイン ID・パスワードその他カード利用に必要な情報（以下、カード利用に必要な情報を総称して「ログイン ID 等」という）、並びに本件モバイル端末 を善良なる管理者の注意をもって使用・保管するものとし、会員本人以外の者(所定モバイル端末の売買を行う事業者や保守サービス等の事業者を含むが、これに限らない。以下「他人」という)に、譲渡・質入・寄託等のためにカードおよび本件モバイル端末の占有を移転することはできないものとし、本件モバイル端末を廃棄してはならないものとします。
5. TS CUBIC アプリ に表示される、 カードの会員番号・会員氏名・有効期限・信用販売時に利用する QR コード及びバーコード等の情報 等を、会員は他人に使用させてはならないものとします。	5. ログイン ID 等の情報、カードおよび本件モバイル端末等 を、会員は他人に使用させてはならないものとします。
6. 会員が本条第 3 項から第 5 項のいずれかに違反し、カードまたは TS CUBIC アプリ に表示されるカードに係る表示事項が他人に使用されたときは、その利用代金の支払はすべて会員が負担するものとします。	6. 他人に本件モバイル端末、カードまたはログイン ID 等を不正利用された場合は、会員が第 3 項から第 5 項のいずれかに違反したときに限り、その利用代金全額の支払は会員が負担するものとします。

※なお、2019 年 11 月 19 日に、TOYOTA Wallet がリリースされ、TOYOTA TS CUBIC Origami Pay が TOYOTA Wallet でも利用できるようになったため、「当社所定のアプリケーション」として TOYOTA Wallet が追加されました。

（それに伴い、規約上の「TS CUBIC アプリ」という用語を「アプリ」に変更いたしました。）

②規約変更手続きの変更

改正民法で認められる手続きに則り、規約等を変更することができることを明文化いたします。改正民法施行後（2020年4月1日以降）は、原則として、当社WEBサイト等に掲載することにより規約等を変更いたします。

第24条（規約の変更）

改定前	改定後
当社は 本規約の一部又は全てを変更する場合は、当社ホームページ（URL:https://www8.ts3card.com/agree/index.html）での周知その他当社所定の方法により本会員にその内容をお知らせいたします。お知らせ後1ヶ月の経過をもって、内容を承認いただいたものとみなします。	当社は、社会情勢もしくは経済・金融状況の変動、法令の変更、カード決済スキームの進展に対応するためその他の必要があるときには、民法に定めるところに従い、本規約その他のカード取引に係る規約・規定・特約等（本条において、以下「本規約等」という）を変更する旨、変更後の本規約等の内容およびその効力発生時期を、予め当社WEBサイトに公表する方法その他の相当な方法によって周知することにより、本規約等を変更することができるものとします。

※ポイントサービスに関する規定など一部の規約等につきましては、当該規約等を変更する際の周知場所が「当社WEBサイト」（このホームページ）とは異なる等、規約等の変更手続きが異なる場合があります。

③TS CUBIC Origami Pay の取扱範囲拡大に伴う明文化

一部取引については、通信販売でのTS CUBIC Origami Pay 取扱開始に伴い、通信販売で利用できる旨を明文化いたしました。

第30条（カードの利用方法）第3項、第4項

改定前（規定なし）	改定後（第3項、第4項）
1. 会員は、 以下の 加盟店において、カード利用する旨を伝えた上で、 TS CUBIC アプリ を起動した本件モバイル端末を提示し、当社所定の手続をした上で、パスコード入力による認証を行うことによりショッピング（商品の購入とサービスの提供を受けること等）ができます。 ①当社の加盟店 ②Origami 加盟店加盟店	1. 会員は、加盟店において、カード利用する旨を伝えた上で、 アプリ を起動した本件モバイル端末を提示し、当社所定の手続をした上で、パスコード入力による認証を行うことによりショッピング（商品の購入とサービスの提供を受けること等）ができます。
2. 前項の規定にかかわらず、会員は本件モバイル端末および TS CUBIC アプリ で生体認証機能を設定している場合には、パスコード入力に代えて生体認証機能を用いた認証によりカードを利用することができます。	2. 前項の規定にかかわらず、会員は本件モバイル端末および アプリ で生体認証機能を設定している場合には、パスコード入力に代えて生体認証機能を用いた認証によりカードを利用することができます。
	3. 前二項の規定にかかわらず、通信販売等の当社が認める特定の取引においては、会員は、当社が指定する方法によりカードを利用できるものとします。
	4. 通信サービス料金等の当社所定の継続的役務においては、会員は、 ログインID等の当社所定の情報を事前に加盟店に登録する等の方法により、役務の提供を継続的に加盟店から受けることができます。この場合、会員は、ログインID等の当社所定の情報の変更や会員資格の喪失等カードが利用できなくなった旨を加盟店に通知するものとします。ただし、当該加盟店の要請により会員番号等の変更情報を加盟店に通知することがあることを、会員は予め承諾するものとします。

④禁止されるカード利用の明文化

クレジットカードを悪用した不正取引・違法取引が多発していることを受け、クレジットカードの利用が禁止される取引を明文化いたします。現行紙幣を購入する等、禁止される取引にカードを利用されますと、会員資格喪失やカード利用停止となる場合がありますのでご注意ください。

第30条（カードの利用方法）第5項

改定前（第3項）	改定後（第5項）
④現金化 や キャッシュバック等換金または融資等を目的としたカードの利用はできないこと。	④現金化、キャッシュバック、 現行紙幣・貨幣の購入その他 換金または融資等を目的としたカードの利用はできないこと。 ⑤法令に違反する取引等にカードの利用はできないこと。

⑤ 遅延損害金の定め方等の変更

2020 年 4 月からの商事法定利率の廃止および法定利率の変更・変動に伴い、分割払およびリボルビング払に関する遅延損害金の定め方を変更いたします。また、2020 年 4 月から 3 年間（法定利率:年 3%）の遅延損害金の割合は年 2.99%となります。

第 37 条（遅延損害金）

改定前	改定後
1. 会員は、第 33 条第 2 項に基づき指定した分割払およびリボルビング払の支払金の期限の利益を喪失した場合には、期限の利益喪失日の翌日から完済日に至るまで、当該支払金の残金全額に対して 商事法定利率 6.00% を乗じた額（1 年を 365 日とする日割計算。以下同じ）の遅延損害金を当社に支払うものとします。また、1 回払（第 5 条の年会費を含む）による利用分については、当該支払金の残金全額に対して年 14.60% を乗じた額の遅延損害金を当社に支払うものとします。	1. 会員は、第 33 条第 2 項に基づき指定した分割払およびリボルビング払の支払金の期限の利益を喪失した場合には、期限の利益喪失日の翌日から完済日に至るまで、当該支払金の残金全額に対して「 法定利率×365÷366(その割合に 0.01%未満の端数があるときは、これを切り捨てる)」(ただし 2020 年 3 月以前は商事法定利率年 6%。以下同じ) を乗じた額（1 年を 365 日とする日割計算。以下同じ）の遅延損害金を当社に支払うものとします。また、1 回払（第 5 条の年会費を含む）による利用分については、当該支払金の残金全額に対して年 14.60% を乗じた額の遅延損害金を当社に支払うものとします。
2. 本人会員は、ショッピングの支払金(第 5 条の年会費を含む) の支払いを遅滞した場合（前項の期限の利益を喪失した場合を除く）には、支払期日の翌日から支払日に至るまで、当該遅滞金額に対し年 14.60% を乗じた額の遅延損害金を当社に支払うものとします。ただし、分割払およびリボルビング払による利用分については、当該遅延損害金は当該支払金の残金全額に対し、 商事法定利率 6.00% を乗じた額を超えないものとします。	2. 本人会員は、ショッピングの支払金(第 5 条の年会費を含む) の支払いを遅滞した場合（前項の期限の利益を喪失した場合を除く）には、支払期日の翌日から支払日に至るまで、当該遅滞金額に対し年 14.60% を乗じた額の遅延損害金を当社に支払うものとします。ただし、分割払およびリボルビング払による利用分については、当該遅延損害金は当該支払金の残金全額に対し、「 法定利率 × 365÷366(その割合に 0.01%未満の端数があるときは、これを切り捨てる) 」を乗じた額を超えないものとします。

2. 個人情報の収集・利用・提供の同意に関する規定一の改定

(1) 対象会員

TOYOTA TS CUBIC Origami Pay

(2) 個人情報の収集・利用・提供の同意に関する規定一の適用

TOYOTA Wallet に TOYOTA TS CUBIC Origami Pay を登録された会員さまにつきましては、当社は所定の会員情報をトヨタグループと共同利用いたします。それに伴い、共同利用の範囲・目的等を追加いたしました。

個人情報の提供同意に関する規定 末尾

改定前	改定後
<共同利用会社> 本規定第 5 条第 3 項に定める共同利用会社は以下のとおりです。 ○トヨタ自動車株式会社 〒471-8571 愛知県豊田市トヨタ町 1 番地 [目 的] G A Z O O 等の各種 W e b 関連サービスの提供	<共同利用について> 本規定第 5 条第 3 項に関し、当社は、トヨタグループ各社の連携強化による、より付加価値の高い各種商品・サービスの提供等の実施・強化を行うために、次のとおり共同利用を行います。 【共同利用 1】 [共同して利用される個人情報] 属性情報 [共同して利用する者の範囲] トヨタ自動車株式会社 〒471-8571 愛知県豊田市トヨタ町 1 番地 [目 的] G A Z O O 等の各種 W e b 関連サービスの提供 【共同利用 2】2019 年 11 月 19 日追加 [共同して利用される個人情報] 属性情報、契約情報および取引情報 [共同して利用する者の範囲] トヨタグループ各社（トヨタ自動車株式会社並びにその子会社及び関連会社をいいます。以下同じ。なお、子会社及び関連会社は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める意義を有します。） [目 的] ①トヨタグループ各社が提供する各種商品・サービスの提供、維持、改善及び向上（お問い合わせ等への対応及び不具合対応を含みます） ②トヨタグループ各社が提供する各種商品・サービスのお客様による利用状況の調査又は分析（統計データの作成・分析、マーケティング調査・統計・分析、及びアンケートの実施を含みます） ③トヨタグループ各社における不正利用の予防・対応、並びに信用関連サービスにおける与信判断及び与信後の管理 ④トヨタグループ各社におけるダイレクトメールの発送等による宣伝・広告配信及びその効果測定、商品開発並びに営業活動 ※トヨタグループ各社との共同利用に基づくダイレクトメールの発送等の停止の申出は第 9 条に定めるお問い合わせ先にご連絡ください。

以上